

公 募 公 告

「令和 8 年度地域の縁結び活動応援事業業務委託」に係る企画提案書を公募するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 2 5 日

福井県知事 石田 嵩人

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 業務名 令和 8 年度地域の縁結び活動応援事業業務委託
- (2) 公告業務の内容 以下に記載する業務
 - ①地域の縁結びさんの利用相談窓口の運営等に関する業務
 - ②地域の縁結びさんの活動支援に関する業務
 - ③地域の縁結びさんの広報に関する業務
- (3) 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 委託料の上限 1 0, 7 9 0, 0 0 0 円 (消費税および地方消費税を含む。)

2 企画提案書を提出するものに必要な資格および参加申込書の提出

(1) 応募対象者

この企画提案に応募できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

- ア 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- イ 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- ウ 参加資格認定の日において、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法 (平成 16 年法律第 75 号) の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- エ 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- オ 福井県内に本店、支店または営業所等を有していること。
- カ 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 役員等 (個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。) が暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) である者
 - ② 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 政治団体 (政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 3 条の規定によるもの) および宗教団体 (宗教法人法 (昭和 26 年法律第 126 号) 第 2 条の規定によるもの) でないこと。
- ク 企画提案選定委員会前 3 年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反

- して処罰等を受けていないこと。
- ケ 福井県から訴えを提起されていないこと。
- コ その他、福井県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

(2) 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案参加申込書を提出すること。

① 提出期限	令和8年3月4日(水) 17時まで(必着)
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	問合せ、書類提出先に同じ。
④ 提出書類	募集要領を参照すること。
⑤ 提出部数	1部
⑥ その他	募集要領を参照すること。

(3) 応募資格審査の結果通知

上記(2)により企画提案参加申込書を提出したものについては、応募資格要件を審査し、その結果を令和8年3月6日(金)までに通知する。

3 公募業務に関する応募書類の交付

応募資料については、次のとおり交付する。

① 交付期間	令和8年2月25日(水)から令和8年3月4日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで
② 交付場所	問合せ、書類提出先に同じ。
③ 交付資料	ア 「令和8年度地域の縁結び活動応援事業業務委託」に係る企画提案書募集要領 イ 「令和8年度地域の縁結び活動応援事業業務委託」仕様書 ウ 委託契約書(案)
④ 交付方法	上記場所での手交または県民協働課のホームページに掲載しているデータのダウンロードのいずれかの方法による。
⑤ その他	・企画提案書作成の目的で地域の縁結びさんや相談者に関する年代別、性別、地域別割合等の資料を県民協働課内で閲覧可能とする(要予約、閲覧は令和8年3月16日10時まで)。

4 質問および回答

本業務に関する質問は、質問票(様式3)により、令和8年3月4日(水)17時までに福井県県民協働課あて、電子メールにて提出すること。

質問に対する回答は、令和8年3月6日(金)までに、電子メールにより参加者全員に対し通知する。ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

5 企画提案書の提出

① 提出期間	令和8年3月16日(月) 12時まで(必着)
--------	------------------------

② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	問合せ、書類提出先に同じ
④ 提出書類	募集要領を参照すること。
⑤ 提出部数	正本1部、副本4部
⑥ その他	・提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

6 委託先候補者の選定等

(1) 委託先候補者の選定方法

企画提案の審査は、選定委員会が企画提案書とそれに基づくプレゼンテーションにより行う。事業者の選定は点数の合計が一番多い事業者とする。同点の場合は、選定委員の協議のうえ決定する。

(2) 選定委員会の開催

参加者によるプレゼンテーションに基づき、審査する。選定委員会は福井県庁内会議室において開催する。開催日は令和8年3月18日（水）を予定しているが、日時等の詳細については別途通知する。

選定委員会で最も優れていると認めたものを本業務の委託先候補者として選定し、審査の結果は、決定後速やかに各参加者に書面で通知する。

7 契約の締結

福井県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 委託先候補者として選定されたものが、契約の締結に応じないとき
- (2) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- (3) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じたとき

8 応募先および問い合わせ先

福井県 未来創造部 県民協働課 担当：西端

住所 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

電話 0776-20-0362

FAX 0776-20-0652

E-Mail kenmin-kyodo@pref.fukui.lg.jp

**令和8年度地域の縁結び活動応援事業業務委託に係る
企画提案書 募集要領**

1 目的

地域において、ボランティアで、結婚を望む方のサポートを行う方を「地域の縁結びさん」として登録しその活動を支援する「地域の縁結び活動応援事業」について、専門性を有する団体に業務を委託することにより、相談者の増加を図るとともに、「地域の縁結びさん」の資質向上、活動の充実等を図り、結婚の希望をより多く叶えることを目的とする。

2 事業概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 業務名 | 令和8年度地域の縁結び活動応援事業業務委託 |
| (2) 業務内容 | 令和8年度地域の縁結び活動応援事業業務委託仕様書
(以下「仕様書」という。)に記載のとおり |
| (3) 委託期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |
| (4) 委託料の上限 | 10,790,000円(消費税および地方消費税を含む。) |

3 企画提案書を提出するものに必要な資格および参加申込書の提出

(1) 応募対象者

この企画提案に応募できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- イ 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- ウ 参加資格認定の日において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- エ 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- オ 福井県内に本店、支店または営業所等を有していること。
- カ 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定によるもの)および宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)でないこと。
- ク 企画提案選定委員会前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。
- ケ 福井県から訴えを提起されていないこと。
- コ その他、福井県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

(2) 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案参加申込書を提出すること。

① 提出期限	令和8年3月4日(水) 17時まで(必着)
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	問合せ、書類提出先に同じ。
④ 提出書類	ア 企画提案参加資格申請書(様式1) イ 企画提案参加資格誓約書(様式2) ウ 企画提案参加事業者の概要、事業内容が分かる書類(企業案内等) エ 直近2期分の決算報告書(貸借対照表および損益計算書)の写し オ 福井県税事務所または福井県嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書 カ 商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し
⑤ 提出部数	1部
⑥ その他	参加申込書提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案を辞退しても、今後、当該辞退による不利益な取扱いはしない。

(3) 応募資格審査の結果通知

上記(2)により企画提案参加申込書を提出したものについては、応募資格要件を審査し、その結果を令和8年3月6日(金)までに通知する。

4 質問および回答

本業務に関する質問は、質問票(様式3)により、令和8年3月4日(水)17時までに福井県民協働課あて、電子メールにて提出すること。

質問に対する回答は、令和8年3月6日(金)までに、電子メールにより参加者全員に対し通知する。ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

5 企画提案書の提出

① 提出期間	令和8年3月16日(月) 12時まで(必着)
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	問合せ、書類提出先に同じ
④ 提出書類	ア 企画提案書(A4サイズ、任意様式) 別紙「企画提案書作成要領」に基づいて作成すること。 イ 見積書(任意様式) 仕様書に基づいて作成すること。
⑤ 提出部数	正本1部、副本4部
⑥ その他	・提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。 ・企画提案書作成の目的で地域の縁結びさんや相談者に関する年代別、性別、地域別割合等の資料を県民協働課内で閲覧可能とする(要予約、閲覧は令和8年3月16日10時まで)。

6 委託先候補者の選定等

(1) 委託先候補者の選定方法

企画提案の審査は、選定委員会が企画提案書とそれに基づくプレゼンテーションにより行う。事業者の選定は点数の合計が一番多い事業者とする。同点の場合は、選定委員の協議のうえ決定する。

(2) 選定委員会の開催

参加者によるプレゼンテーションに基づき、審査する。選定委員会は福井県庁内会議室において開催する。開催日は令和8年3月18日（水）を予定しているが、日時等の詳細については別途通知する。

選定委員会で最も優れていると認めたものを本業務の委託先候補者として選定し、審査の結果は、決定後速やかに各参加者に書面で通知する。

7 契約の締結

福井県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 委託先候補者として選定されたものが、契約の締結に応じないとき
- (2) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実にない恐れがあるとき
- (3) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じたとき

8 応募先および問い合わせ先

福井県 未来創造部 県民協働課 担当：西端

住所 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

電話 0776-20-0362

FAX 0776-20-0652

E-Mail kenmin-kyodo@pref.fukui.lg.jp

企画提案書作成要領

1 企画提案書の記載事項

企画提案書は、仕様書に記載する業務の実施について、下記審査基準の2～6の評価項目ごとに出来る限り詳細に記載すること。

(審査基準)

評価項目		審査基準等	
1	全体評価	提案内容の 的確性	・仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。
		提案内容の 実現性	・実施方法等が具体的で、実現性があるか。
		事業への 理解・知識	・受託業務内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。
2	業務実施 体制	的確性	・受託業務を適正に遂行する望ましい資格、知識、経験を持つ人材が確保されているか。 ・独身者やその親、地域の縁結びさんが利用しやすい窓口が提案されているか。 ・個人情報の管理、機密保持について理解が十分にあり、適切な対応が提案されているか。
		実現性	・スタッフの配置が適切で、業務遂行が可能であるか。 ・苦情やトラブル等に対し迅速な対応ができる体制となっているか。 ・スタッフの欠員が出た場合の迅速な対応が可能であるか。
		独創性	・スタッフの教育、指導体制があるか。 ・結婚支援における困難事案への対応のノウハウがあるか。
3	相談会、情報交換会の 開催	・仕様書「5(2)③ウ 相談会」に提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、地域の縁結びさんの新規相談者獲得につながる内容となっているか。 ・仕様書「5(2)④エ 情報交換会」に提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、地域の縁結びさんの活動の活発化につながる内容となっているか。	
4	地域の縁結びさんの育成	・研修会に提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、地域の縁結びさんの成婚までの支援力が向上する内容(テーマ、講師等)となっているか。 ・地域の縁結びさんがいつでも気軽にスタッフから結婚支援のアドバイスを受けられる環境が整っているか。	
5	広報	・地域の縁結びさんの新規相談者獲得のための創意工夫が見られ、具体的な効果が見込める提案となっているか。 ・相談者の対象年齢を勘案し、媒体やデザインなど効果的な提案となっているか。	
6	見積金額・経費	・適正な見積額となっているか。 ・経費の節約などに創意工夫がみられるか。	

2 留意事項

- ・企画提案書は、以下の地域の縁結びさんの現状・課題を踏まえて作成すること。
 - ①女性の相談者が少なく、男女比が2対1である。
 - ②相談会や情報交換会および研修会など、地域の縁結びさんの活動を活性化させる機会のニーズがあるが、十分に対応できていない。
 - ③地域の縁結びさんの認知度が低い。
- ・企画提案書は、仕様書を熟読して作成すること。
- ・スタッフの経歴や資格(資格認定団体の記載があること)がわかる資料を添付すること。
- ・企画提案書のサイズは、A4とする。
- ・提出できる企画提案は1案とする。
- ・一度提出した企画提案書等は、書き換え、引き換え、または撤回することができないものとする。